

広島県告示第千九十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十一年十二月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定居宅サービス事業者		居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
医療法人社団 絆	広島市中区南 竹屋町五番八 号	訪問介護事業 所きずな中央	広島市中区東 千田町一丁目 一番二七号	訪問介護	平成二二年 二月一日
株式会社天畠	広島市東区尾 長東二丁目八 番二八―三〇 一号	ヘルパーステー ションミモザ	広島市東区尾 長東二丁目八 番二八―三〇 一号	訪問介護	平成二二年 二月一日
株式会社あおい	広島市安佐南 区緑井六丁目 二九番一九― 一四〇五号	ヘルパーステー ションありさ	広島市西区中 広町二丁目一 九番四―三〇 一号	訪問介護	平成二二年 二月一日
株式会社いでした	広島市安佐北 区亀山五丁目 三番一九号	かいご予防セン ターいでした高 取	広島市安佐南 区高取北一丁 目四番三〇号 サンビル二階	通所介護	平成二二年 二月一日
VOLLO株式会 社	広島市東区福 田五丁目一八 〇九番地九	茶話本舗デイ サービス可部	広島市安佐北 区可部一丁目 六番一六号	通所介護	平成二二年 二月一日
医療法人社団 絆	広島市中区南 竹屋町五番八 号	訪問介護事業 所きずな安芸	広島市安芸区 矢野東一丁目 一番二〇号	訪問介護	平成二二年 二月一日
有限会社エヌ・ ワイ	広島市佐伯区 五日市中央七 丁目一番一九 号	デイサービスセ ンターみずどり	広島市佐伯区 藤垂園一番一 五号一階	通所介護	平成二二年 二月一日
介護福祉サー ビス株式会社	福山市新市町 新市八八八番 地	介護福祉セン ターゆうゆう	福山市新市町 戸手一〇二番 地一	通所介護	平成二二年 二月一日
株式会社ムービ ング	福山市南蔵王 町一丁目九番 二七号	茶話本舗デイ サービス福山箕 島	福山市箕島町 四一七番地の 二一	通所介護	平成二二年 二月一日
有限会社美泉	広島市南区東 雲本町一丁目 一四番五号	デイサービスセ ンター歩み	東広島市西条 御条町一番二 五号	通所介護	平成二二年 二月一日